

## 川西町吉島地区人・農地プラン（更新12回目）の概要

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
吉島地区（1006.1ha）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成31年1月29日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
106経営体⇒108経営体  

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 法人         | 1経営体⇒ <u>2経営体</u> |
| 個人         | 103経営体            |
| 集落営農（任意組織） | 2経営体⇒ <u>3経営体</u> |
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
  - ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 中心となる経営体と連携する農業者  
53経営体⇒57経営体
- 7 地域農業の将来のあり方
  - 複 合 化：稲作と転作作物・野菜・花きの複合経営を進めている。今後は労働配分を考えた部門の組み合わせを行う。
  - 6 次 産 業 化：町内の8割以上の紅大豆を生産する一大生産地であることから、町と連携した加工品の開発などの取組を行う。
  - 新規就農の促進：後継者がスムーズに就農できるように、6次産業化を含めた販路の拡大など環境整備を整えていく。
  - 低 コ ス ト 化：耕種農家と畜産農家が連携し飼料生産の拡大を図る耕畜連携を積極的に進める。また、農地の集積を図り、労働時間・経費の削減を図る。

## 川西町時田地区人・農地プラン（更新12回目）の概要

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

時田地区（第4、第5推進地区）（231.1ha）

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年1月29日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

19経営体⇒20経営体

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 法人         | 1経営体                |
| 個人         | 18経営体⇒ <u>19経営体</u> |
| 集落営農（任意組織） | 0経営体                |

### 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 中心となる経営体と連携する農業者

12経営体⇒14経営体

### 7 地域農業の将来のあり方

生產品目の明確化：主食用水稲と有畜農家に供給する飼料作物等を中心に地域農業を展開していく。

複 合 化：水稲及び転作作物に加え、古くから畜産が盛んである。今後も、耕種農家と畜産農家が連携し、経営の安定化を図る。

6 次 産 業 化：こまつ市への出店やスーパーでの直売・庭先販売など、直接生産者の顔が見える販売を展開していく。

高 付 加 価 値 化：主食用米の食味検査などを実施し、安心・安全に加え高付加価値化による他地域との差別化を図る。また、特別栽培米の作付を積極的に推進する。

低 コ ス ト 化：農地の集約化を図り、労働時間の軽減を図る。併せて出し手農家の協力を得ながら集落営農を進めていく。

## 川西町犬川地区人・農地プラン（更新11回目）の概要

1 協議の場を設けた区域の範囲

犬川地区（574.9ha）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年1月29日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

72経営体

|            |       |
|------------|-------|
| 法人         | 3経営体  |
| 個人         | 69経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0経営体  |

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 中心となる経営体と連携する農業者

31経営体⇒33経営体

7 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化(追加)：土地基盤整備と併せて、主食用水稻と野菜（キャベツ、ネギ）を中心とした地域農業を展開する。

複 合 化：水稻と大豆、園芸作物等の転作作物の複合経営を進めている。今後は労働分配を考えた部門の組み合わせを行う。

高付加価値化：基盤整備を契機とした園芸作物（キャベツ）の産地化を目指す。

新規就農の促進：後継者がスムーズに就農できるよう、基盤整備を進め農業環境の整備を図る。

低コスト化：耕種農家と畜産農家が連携し飼料生産の拡大を図る耕畜連携を積極的に進める。また、農地の集約を図り、労働時間・経費の削減を図る。

## 川西町小松地区人・農地プラン（更新9回目）の概要

1 協議の場を設けた区域の範囲

小松地区（402.7ha）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年1月29日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

34経営体⇒38経営体

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 法人         | 2経営体                |
| 個人         | 32経営体⇒ <u>36経営体</u> |
| 集落営農（任意組織） | 0経営体                |

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 中心となる経営体と連携する農業者

19経営体⇒22経営体

7 地域農業の将来のあり方

複 合 化：水稲や畜産と転作大豆・野菜・花き等への複合経営を進める。また、飼料作物生産による耕畜連携や資源循環等の連携を図り経営の安定化を目指す。

6 次 産 業 化：大豆や野菜、香りを持つ有用植物等を活用した加工品の取組を行う。また、こまつ市への参加や商店・JAと連携し農業収益の向上を目指す。

新規就農の促進：6次産業化を含めた販路の拡大により、就農しやすい環境づくりを進める。

低 コ ス ト 化：農地の集約を進め、労働時間や経費の削減を図る。また、出し手農家等の協力を得ながら効率的な労働分配を進める。

## 川西町東大塚地区人・農地プラン（更新8回目）の概要

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

東大塚地区（町田、東他屋、門の目一、門の目二）（91.4ha）

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年1月29日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

8経営体⇒9経営体

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 法人         | 0経営体              |
| 個人         | 8経営体⇒ <u>9経営体</u> |
| 集落営農（任意組織） | 0経営体              |

### 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 中心となる経営体と連携する農業者

10経営体⇒11経営体

### 7 地域農業の将来のあり方

複 合 化：水稲と合わせて基盤整備を契機とした土地利用型園芸作物の導入を行い地域の活性化を図る。

6 次 産 業 化：もち加工やうち豆など農業収益の向上を目指した取り組みを行う。

高 付 加 価 値 化：主食用米の安心・安全・食味向上を心がけ高付加価値化による地域格差を図る。また特別栽培米の作付けを積極的に推進する。

新規就農の促進：後継者がスムーズに就農できるように、基盤整備をすることによって農業経営の環境整備を図っていく。

低 コ ス ト 化：農地の集約を進め、労働時間や経費削減を図る。併せて出し手農家の協力を得ながら集落営農を進めていく。

そ の 他：畑作部分は、現在おかひじきを中心に作付を行っている。今後は隣接する南陽市砂塚地区の農業者と連携して生産を行っていく。

## 川西町下奥田地区人・農地プラン（更新7回目）の概要

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

下奥田地区（荒窪、北向、八幡原、南向）（206.5ha）

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年1月29日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

18経営体⇒19経営体

|            |       |             |
|------------|-------|-------------|
| 法人         | 1経営体⇒ | <u>2経営体</u> |
| 個人         |       | 17経営体       |
| 集落営農（任意組織） |       | 0経営体        |

### 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 中心となる経営体と連携する農業者

19経営体⇒21経営体

### 7 地域農業の将来のあり方

複 合 化：水稲及びそば、大豆、露地野菜を中心とした複合経営を推進する。

6 次 産 業 化：既存の地域内食品加工者と連携した野菜等の加工品製造及び町6次産業拠点施設（直売所）の活用による所得向上を図る。

新規就農の促進：地域内後継者（その他の農業者）の育成及び地域内での法人化又は集落営農組織化による受入体制整備と併せた新規参入者の募集等を目指す。

低 コ ス ト 化：生産資材等の同一品目共同購入及び土地利用型作物のブロックローテーションの実施（大豆3年→水稲2年→大豆3年・・・）による肥料代等の削減を図る。

## 川西町東沢地区人・農地プラン（更新7回目）の概要

1 協議の場を設けた区域の範囲

東沢地区（297.1ha）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年1月29日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

15経営体

|            |       |
|------------|-------|
| 法人         | 1経営体  |
| 個人         | 14経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0経営体  |

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 中心となる経営体と連携する農業者

7経営体⇒8経営体

7 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化(追加)：主食用水稻と野菜（寒中キャベツ、きゅうり）を中心とした地域農業を展開する。

複 合 化：今後は労働配分を考慮しつつ、稲作と野菜の複合経営を進める。

6 次 産 業 化：漬物や転作そばなどを利用した取組を行っており、今後は更なる農業収益の向上を目指していく。

高 付 加 価 値 化：米の直接販売の拡大を地域的に推進していく。

新規就農の促進：地域として新規就農者・後継者の育成を図っていく。

低 コ ス ト 化：機械化による労働の軽減と経費の節減を行う。

## 川西町玉庭地区人・農地プラン（更新7回目）の概要

1 協議の場を設けた区域の範囲

玉庭地区（419.4ha）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年1月29日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

27経営体

|            |       |
|------------|-------|
| 法人         | 3経営体  |
| 個人         | 24経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0経営体  |

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 中心となる経営体と連携する農業者

33経営体⇒38経営体

7 地域農業の将来のあり方

複 合 化：水稻と大豆・そば等の転作作物の複合経営を進めている。今後は労働分配を考えた部門の組み合わせを行う。

高 付 加 価 値 化：町内随一の米沢牛肥育地域として、更なる品質向上を図る。

新規就農の促進：町内外を問わず、集落営農を継続するため新規就農者の受入を図る。

低 コ ス ト 化：耕種農家と畜産農家が連携し飼料生産の拡大を図る耕畜連携を積極的に進める。また、農地の集約を図り、労働時間・経費の削減を図る。

集 落 営 農：集落営農を基本に地域農業を展開していく。



## 川西町中大塚地区人・農地プラン（更新7回目）の概要

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

中大塚地区（荒井、他屋町、林崎、中の他屋、中、町、東新田、西新田、元宿）

（202.8ha）

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年1月29日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

27経営体

|            |        |              |
|------------|--------|--------------|
| 法人         | 0経営体⇒  | <u>1経営体</u>  |
| 個人         | 27経営体⇒ | <u>26経営体</u> |
| 集落営農（任意組織） |        | 0経営体         |

### 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 中心となる経営体と連携する農業者

20経営体⇒21経営体

### 7 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化：土地基盤整備事業を契機として、水稻のほかに土地利用型の野菜（キャベツ、枝豆）と収益性の高い労働集約型の野菜（なす）の生産振興を目指す。

複 合 化：水稻のほか野菜、畜産、果樹等の組み合わせによる労働力の分配と所得の向上を図る。

6 次 産 業 化：消費者の需要に応じた農産物の生産に取り組むとともに、町6次産業拠点施設（直売所）を活用した農家所得の向上を目指す。

高 付 加 価 値 化：持続性ある環境保全型農業による高付加価値化を目指し、有機米や特裁米の生産拡大による安全安心な農産物の生産振興に取り組む。

新規就農の促進：集落営農組織化を積極的に進め、組織内での外部を含めた新規就農希望者の研修受入体制を整備し、新規就農者の雇用拡大に努める。

低 コ ス ト 化：集落営農や農作業受委託による農業機械利用の共同化や効率化を進め、農業生産コストの低減を図る。

## 川西町大塚菊田地区人・農地プラン（更新6回目）の概要

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

菊田地区（菊田、新田、一里塚）（55.7ha）

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年1月29日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### 1 経営体

|            |       |
|------------|-------|
| 法人         | 1 経営体 |
| 個人         | 0 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 経営体 |

### 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 中心となる経営体と連携する農業者

21 経営体

### 7 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化：土地基盤整備と併せて、主食用米と野菜（キャベツ、キュウリ）を中心とした地域農業を展開する。

複 合 化：米を軸として、大豆、果樹（ぶどう）、園芸作物（キュウリ）、畜産（繁殖牛）の組み合わせによる複合化を推進する。

6 次 産 業 化：現在地域内にある加工食品と併せて農産物の高品質・多品目生産により、町6次産業拠点施設（直売所）を活用した所得向上を目指す。

高 付 加 価 値 化：土地基盤整備を契機とした特別栽培米の生産振興によるブランド化及び園芸作物の高品質生産による産地化を図る。

低 コ ス ト 化：土地基盤整備による農地の集積・集約化を図り、労働時間及び経費の削減を図る。

法 人 化：中心経営体等を構成員とした農事組合法人（農業生産法人）にエリア内農地を集積・集約化し、効率的な農業経営を図るとともに、将来の担い手育成・確保のための環境整備

## 川西町高山地区人・農地プラン（更新6回目）の概要

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

高山地区（四ツ谷、北部二、宿、八幡堂、中里、馬場、鹿小屋、沼田、荒屋敷、畑中、下田）

（332.2ha）

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年1月29日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

26経営体⇒28経営体

|            |        |              |
|------------|--------|--------------|
| 法人         | 0経営体⇒  | <u>1経営体</u>  |
| 個人         | 26経営体⇒ | <u>27経営体</u> |
| 集落営農（任意組織） |        | 0経営体         |

### 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 中心となる経営体と連携する農業者

21経営体⇒23経営体

### 7 地域農業の将来のあり方

複 合 化：水稻（種子）を中心に、大豆（種子）、園芸作物（ねぎ等）、畜産（繁殖牛）等の組み合わせによる複合経営を推進する。

6 次 産 業 化：園芸作物（ねぎ等）の高品質、安定生産による産地形成を図るため、地域全体で栽培講習会等の実施による高い技術力を確保し、町6次産業拠点施設（直売所）の有効活用による所得の確保を目指す。

高 付 加 価 値 化：土地基盤整備を契機とした特別栽培米の作付を推進し、農業所得の向上につなげる。

新規就農の促進：後継者や新規就農者が円滑かつ規模拡大可能な就農環境を整備するため、土地基盤整備のエリア拡大に向けて地域一体となった取り組みを展開する。

低 コ ス ト 化：土地基盤整備エリアの拡大による生産条件を向上させ、中心経営体に農地の集積・集約化を図りつつ労働時間及び経費の削減に努める。

法 人 化：種子生産組合構成員を中心とした法人化の検討を進め、担い手の育成・確保等による農地の集積を図るとともに、作業の効率化による経営の安定化と地域内の組織化への波及効果を目指す。

## 川西町坂町地区人・農地プラン（更新5回目）の概要

1 協議の場を設けた区域の範囲

中郡坂町地区（34.3ha）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年1月29日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

5経営体⇒4経営体

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 法人         | 0経営体              |
| 個人         | 5経営体⇒ <u>4経営体</u> |
| 集落営農（任意組織） | 0経営体              |

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 中心となる経営体と連携する農業者

9経営体

7 地域農業の将来のあり方

高付加価値化：有機米及び特裁米の生産・販売による所得向上を図る。

新規就農の促進：地域内の農地集積を進め、将来的には中心となる経営体の新規就農者2名に集積していく。

低コスト化：農地の集積・集約化による労働時間及び経費の削減を図る。

## 川西町中郡中央地区人・農地プラン（更新4回目）の概要

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

中郡中央地区（苳、太夫小屋、遠江小屋）（91.5ha）

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年1月29日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

7経営体⇒6経営体

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 法人         | 0経営体⇒ <u>1経営体</u> |
| 個人         | 7経営体⇒ <u>5経営体</u> |
| 集落営農（任意組織） | 0経営体              |

### 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 中心となる経営体と連携する農業者

3経営体⇒7経営体

### 7 地域農業の将来のあり方

複 合 化：稲作と転作大豆・野菜・果樹の複合経営を進めている。今後は労働配分  
を考えた、高収益の部門の組み合わせを行う。

高 付 加 価 値 化：適期収穫による高品質な収穫物の生産を確立し、安定的な出荷を行う。

新規就農の促進：後継者がスムーズに就農できるよう、基盤整備による環境改善を図るとともに  
販路拡大を行っていく。